

お客様各位

岐阜商工信用組合

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では2022年11月に「電子交換所」を設立することを決定しました。「電子交換所」設立以降は、全国各地に設置されている現在の手形交換所は廃止となり、これまで各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法が電子化されます。現在は人手を介して搬送している手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務はイメージデータの送受信で完結できるようになります。

これに伴い当組合では、2022年11月4日（金）に「当座勘定規定」を改定しますので、お知らせいたします。

なお、この取扱いは既に当座勘定をご利用いただいているお客様にも適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 対象規定および改定箇所

規定名	改定箇所
当座勘定規定	第7条（手形、小切手の支払） 第8条（手形、小切手用紙） 第16条（印鑑照合等） 第29条（個人情報センターへの登録）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第7条（手形の支払） 第8条（手形用紙） 第14条（印鑑照合等） 第26条（個人情報センターへの登録）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(2)（同左）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(4)（同左）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、</p>

改定後	改定前
<p>偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第29条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p><u>第29条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） （略）</p>	<p>第30条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （略）</p>
<p><u>第30条</u>（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>	<p>第31条（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>
<p><u>第31条</u>（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>	<p>第32条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>
<p><u>第32条</u>（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>	<p>第33条（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>
<p><u>第33条</u>（規定の変更） （略）</p>	<p>第34条（規定の変更） （略）</p>

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(2)（同左）</u></p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当座を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(2)～(3)（同左）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含み</u></p>	<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱</p>

改定後	改定前
<p>ます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第26条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第26条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>	<p>第27条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>
<p>第27条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) (略)</p>	<p>第28条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) (略)</p>
<p>第28条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (略)</p>	<p>第29条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (略)</p>
<p>第29条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (略)</p>	<p>第30条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (略)</p>
<p>第30条 (規定の変更) (略)</p>	<p>第31条 (規定の変更) (略)</p>

以 上